

小来川駐在所通信



令和8年6月号
 栃木県日光警察署
 TEL0288-53-0110
 小来川駐在所
 TEL0288-63-3028

覚醒剤・大麻等薬物乱用の防止 **絶対にダメ!!**

◎薬物ってどんなもの？

覚醒剤、大麻、MDMA、危険ドラッグ等の違法薬物は、精神に影響を及ぼし、習慣性があるため、使用等が法律により禁止又は制限されています。これらの薬物を乱用すると、精神や身体をむしばむばかりでなく、薬理作用から、幻覚、妄想等の精神障害に陥り殺人、放火等の重大事件、交通事故を引き起こす場合もあるなど、社会の安全を脅かすものです。

◎急増する若者の大麻乱用

「大麻には害がない」「心身が大麻の影響を受けることはない」など、間違ったイメージが広がっています。大麻の乱用をきっかけに、自分でも気づかないうちに依存症になってしまい、より強い刺激を求めて別の薬物に手を出してしまう例も多いのです。大麻は日本ではもちろん、国際条約でも厳格に規制されている薬物です。正しい知識を持って正しい判断をしましょう。

大麻の乱用による影響

大麻の有害性

大麻を長く使い続ける影響

知覚の変化

時間や空間の感覚がゆがむ

学習能力の低下

短期記憶が妨げられる

運動失調

瞬時の反応が遅れる

精神障害

統合失調症やうつ病を発症しやすくなる

IQ(知能指数)の低下

短期・長期記憶や情報処理速度が下がる

薬物依存

大麻への欲求が抑えられなくなる

◎大麻の規制法律改正について

令和6年12月12日より、大麻の規制に関する改正法が施行され、大麻が麻薬と位置づけられたことにより、大麻の施用も規制されることとなりました。大麻は持っただけでも、使っただけでも犯罪です。薬物に関われば、人生は壊れてしまいます。薬物乱用のない社会を作りましょう。

外国人労働者問題啓発月間について

不法滞在・不法就労防止にご協力ください

令和8年1月1日現在、日本における不法残留者数は68,488人

○不法就労とは？

- ・不法滞在者（不法入国者、不法残留者）が働いてお金を稼ぐこと。
- ・働くことが認められていない在留資格の外国人が、許可なく働いてお金を稼ぐこと。

○外国人を雇用する時は、パスポート、在留カード等で「在留資格」の確認を

- ・働くことを認められていない外国人を雇った人や不法入国の手助けをした人達に対する罰則が今後強化される予定です。

○令和8年4月末現在の罰則

- ・事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
 (入管法第73条の2)
 3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- ・退去強制を免れさせる目的で、不法入国者又は不法上陸者をかかまう等の行為をした場合(入管法第74条の8)
 3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

小来川動物図鑑



小来川の生息動物No.2
 山女魚(やまめ)

黒川に住む山女魚の体側面に見られる斑紋はパーマークと呼ばれサケ科の魚の赤ちゃんの印のようなものです。しかし海に行かず一生川に残る山女魚は成魚でもこの美しい斑紋を残し続けます。これは光や影に溶け込んで天敵から身を守ったり、仲間に自分の存在をアピールしてナワバリを主張するという役割があります。自分の存在を仲間に知らせるという点では人間が夜間に着用する反射タスキと通じるものがありますね。

令和8年中の小来川駐在所管内における事件事故発生件数(5月21日現在)

刑法犯	4件
交通事故	8件
人身事故	0件
物件事故	8件

※納屋、軒下等からチェーンソー、草薙機、タイヤ、灯油等が盗まれる被害が発生しています!!

栃木県警察防犯アプリ
 とちぎポリス

